

令和4年4月28日

保護者の皆様

横浜市立牛久保学校

校長 金子 由美

## 感染症対策に関するお知らせとお願い

保護者の皆様には、日頃より本校の感染症対策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。現在、本校の行っている感染症対策についてまとめましたので、今一度お読みいただき、ご確認いただくようよろしくお願いいたします。

### 【登下校時間の確認とお願い】

- ・感染症対策として時間差登校をお願いしています。

8：10～8：15 1・3・6年生 6・7・8組

8：15～8：20 2・4・5年生

- ・昨年度と登校時間が違うかもしれませんが、ご家庭での送り出し時刻の調整にご協力をお願いします。また、遊歩道は広がって歩いたり、走ったりせず、学校脇では校舎側に寄って歩くよう指導しています。ご家庭でもご指導お願いいたします。

### 【学習・生活面での感染予防について】

- ・学習中・給食中も教室の窓と扉を開け、常に換気を心掛けていきます。
- ・こまめな手洗いをを行うよう指導を続けます。
- ・給食時は、換気、手洗い、黙食、喫食時以外のマスクの着用等、これまでの取組を徹底します。
- ・子どもたちが手に触れる箇所を中心に、毎日消毒をします。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見・いじめの防止に向けた取組についても、引き続き行ってまいります。心配なことがある場合は学校にご相談ください。

### 【体調がすぐれない場合等の登校・来校の判断について】

- ・日頃の健康観察を注意深く行ってください。以前と変わらず、本人だけでなく、きょうだい、同居の方、いずれかに、熱がなくてもわずかな症状（咳、喉の痛み、頭痛・発熱、腹痛、倦怠感）がある場合、登校を控え、医療機関を受診するようお願いします。（横浜市で統一されています。）
- ・「医療機関を受診し念のため PCR 検査を受けた」など検査を行った場合は、結果が出るまできょうだいの登校も控えるようお願いします。結果が出次第学校へご連絡をお願いします。
- ・「濃厚接触の判定を受けた」場合は、自宅待機をお願いします。その場合、きょうだいの登校は、濃厚接触の判定を受けた本人の PCR 等の結果が出るまで、登校を控えるようお願いします。学校への連絡もお願いします。

※「抗原検査キット」等による場合も含まれます。詳細は次のページをご確認ください。

### 【リーダーでの健康観察入力をお願いします】

- ・引き続きリーダーでの健康観察入力にご協力をお願いします。朝8：00までにご入力をお願いします。土日祝日などお忘れの方が見受けられます。入力いただき、記録に残していただくようお願いします。
- ・リーダーで「欠席する（その他）」を入力した場合、フリーコメント欄に必ず理由をご入力ください。

### 【新型コロナウイルス感染症に関する学校への連絡】

●新型コロナウイルス感染症に関する学校への報告については直接電話でのご連絡をお願いします。

- ①お子様や家族の方が新型コロナウイルス感染症（陽性）と診断された場合。
- ②お子様や家族の方が濃厚接触者となった場合。
- ③お子様や家族の方が体調不良により PCR・抗原検査を受ける（受けた）場合。
- ④③を受けた結果、新型コロナウイルス感染症ではない（陰性）だった場合。

【出欠席の記録について】

令和4年4月26日現在

	状況	出席・欠席の扱い
1	児童が医師から「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合（みなし陽性を含む）	『出席停止』 ：治癒するまで（医療機関、区福祉保健センターの判断）
2	もしくは、抗原検査キット等により陽性が判明した場合	『出席停止』 ：神奈川県 HP 自主療養届出システム等で確認した期間（発症日、判定日を0日として10日間）
3	児童が医師から「新型コロナウイルス感染症等の疑い」があると診断された場合（抗原検査による自主判断も含める）	『出席停止』 ：症状が出てから PCR 検査等の判定が出るまで（抗原検査等も含める）
4	児童が「濃厚接触者」に該当した場合	『出席停止』 ①医療機関、区福祉保健センターの判断 ②感染者との最終接触日を0日として7日間 ③無症状で感染者との最終接触日を0日として4日目および5日目に抗原検査により陰性だった場合
5	児童が「発熱等の風症状」等により休んだ場合	『出席停止・忌引き等』 ：ただし、医師から「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合は、初日に遡り『出席停止』とする。
6	児童に「基礎疾患等」があり、主治医との相談により登校を控えるよう指示された場合	『出席停止・忌引き等』 ：日数は主治医の指示による
7	「家族に発熱等風邪症状」があるため登校を控える場合	『出席停止・忌引き等』 ：家族や同居人の方が、治癒するまで ※家族等が濃厚接触者と特定されたが、症状がない場合（お子さん本人が濃厚接触者と特定されてはいない時）登校制限はありません。
8	風邪の症状や発熱等がない状態で、「感染の可能性を考えて学校を欠席させたい」という場合	合理的な理由があると学校長が判断した場合 『出席停止・忌引き等』
9	学校で児童が発熱や風邪症状等児童を帰宅させた場合	『出席停止・忌引き等』 ：症状がなくなるまで
10	海外から帰国した児童が、自宅などでの待機を要請された場合	『出席停止』
11	感染者等が判明して、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業となった場合	『出席停止』
12	児童が医療機関においてワクチン接種を受けるために欠席、遅刻、早退する場合	欠席の場合は『出席停止・忌引き等』 遅刻・早退の場合は『出席』の扱い
13	児童がワクチン接種後、ワクチン接種と関係性が高いと認められる症状（副反応）により欠席する場合	『出席停止・忌引き等』

＜給食費減額について＞

けがや病気、その他の理由により14日以上（土日を含む）連続して学校給食を受けることができない場合は、学校に連絡いただいた翌日以降から減額の対象になります。新型コロナウイルス感染症に係る該当条件として、陽性と判定された場合、濃厚接触と判定された場合、保健所等の指示による欠席の場合は、4日以上連続したお休み（土日を含まない）での減額対象となります。（抗原検査での自主判断も含みます。）減額の際は「給食費減額連絡票」をご提出いただきます。担任にお申し出いただくか、横浜市のホームページをご確認ください。

「トップページ」暮らし・総合子育て・教育学校・教育教育に関する施策・取組学校給食・昼食小学校・特別支援学校横浜市の学校給食費（小学校・特別支援学校）

また、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」については、厚生労働省等のホームページをご確認ください。